

子育て世帯を応援します!平成28年4月分にさかのぼって適用します
保育施設等利用者負担額(保育料)の多子軽減制度の改正について

①平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯への助成
 新たに第3子以降が生まれた場合、「すこやか子育て支援事業」により第2子から利用者負担額が無料になります。同一戸籍であれば第1子の年齢上限はありません。秋田県の「すこやか子育て支援事業」の基準では、所得制限がありますが、美郷町では町独自で所得制限を撤廃して助成します。

②多子世帯の利用者負担を軽減します。第1子のカウント方法が変更
 保護者の年収約360万円未満相当世帯(※1)について、下表のとおり、多子計算する場合の年齢制限を撤廃して、第2子半額、第3子無料になります。

- (※1) 1号認定…父母の市町村民税所得割額77,101円未満(第3階層以下)
- 2・3号認定…父母の市町村民税所得割額57,700円未満(第4-1階層以下)

[第1子のカウントのしかた]

	現行	改正後
1号認定(教育認定)	小学校3年生までの子どもからカウントします	保護者と生計が同一の子どもや保護者が監護している子ども等を年齢にかかわらずカウントします
2・3号認定(保育認定)	小学校就学前までの子どもからカウントします	

③ひとり親世帯等の利用者負担額が第1子から半額に軽減

保護者の年収約360万円未満相当のひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯(※2)について、第1子半額、第2子以降無料になります。第1子のカウントのしかたは②の改正後と同じく、下表のとおりです。

(※2) 父母の市町村民税所得割額77,101円未満(1号認定は第3階層以下、2・3号認定は4-3階層以下)で、在園児の保護者がひとり親または、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた方が世帯にいる場合

子育て世帯を応援します!9月分からはさらに軽減拡充
保育施設等利用者負担額(保育料)の改正について

■第4階層から第6階層の一部で利用者負担額軽減
 美郷町が定める階層ごとの利用料のうち、2・3号認定(保育認定)の一部の階層を細分化して減額します。改定後の利用者負担額は下表をご覧ください。

■すこやか子育て支援事業の助成率を拡充します
 現行では、3分の1助成となっている2・3号認定(保

育認定)の第4・第5階層の助成率を2分の1に引き上げます。

秋田県の「すこやか子育て支援事業」の基準では、第6階層以上を助成対象外、第4・第5階層の助成率を4分の1としています。美郷町では町独自で上乗せして全階層に助成しています。

認定こども園等利用者負担額について(平成28年9月分~)

認定こども園等の利用者負担額は、園児の年齢と世帯の市町村民税課税額により決定します。

- ・平成28年4月分から平成28年8月分まで…平成27年度分市町村民税課税額で算定
- ・平成28年9月分から平成29年3月分まで…平成28年度分市町村民税課税額で算定

1号認定 認定こども園(教育部分)、幼稚園の利用者負担月額

階層区分	利用料	すこやか助成額	助成後の利用料	すこやか助成割合	多子世帯減免(平成28年4月から適用)
第1階層 生活保護世帯	0円	0円	0円	2分の1助成	第1子は、生計同一の子どもを年齢にかかわらずカウントします ・ひとり親世帯・障がい者がいる世帯→第2子以降無料 ・一般世帯→第2子半額、第3子以降無料
第2階層 市町村民税非課税世帯(均等割のみ世帯含む)	ひとり親世帯等	0円	0円		
	一般世帯	3,000円	1,500円		
第3階層 所得割課税額77,100円以下	ひとり親世帯等	6,960円	3,480円		
	一般世帯	14,930円	7,470円		
第4階層 所得割課税額211,200円以下	14,930円	4,980円	9,950円		
第5階層 所得割課税額211,201円以上	14,930円	4,980円	9,950円		

※ひとり親世帯等は階層にかかわらず、すこやか助成が2分の1となります

2号・3号認定【保育標準時間】認定こども園(保育部分)、保育園の利用者負担月額

階層区分		0~2歳児(クラス)			3~5歳児(クラス)			すこやか助成割合	多子世帯減免 (平成28年4月から適用)	
		保育標準時間(最長11時間)			保育標準時間(最長11時間)					
		利用料	すこやか助成額	助成後の利用料	利用料	すこやか助成額	助成後の利用料			
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	2分の1助成	所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯・障がい者がいる世帯 第1子は、生計同一の子どもを年齢にかかわらずカウントします 第2子以降無料	所得割課税額が57,700円未満の一般世帯 第1子は、生計同一の子どもを年齢にかかわらずカウントします 第2子半額 第3子以降無料
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
	一般世帯	9,000円	4,500円	4,500円	6,000円	3,000円	3,000円			
第3階層	所得割課税額48,600円未満	9,250円	4,630円	4,620円	7,750円	3,880円	3,870円			
	一般世帯	19,500円	9,750円	9,750円	16,500円	8,250円	8,250円			
第4-1階層	所得割課税額57,700円未満	11,500円	5,750円	5,750円	9,750円	4,880円	4,870円			
	一般世帯	23,000円	11,500円	11,500円	19,500円	9,750円	9,750円			
第4-2階層	所得割課税額77,101円未満	13,000円	6,500円	6,500円	11,250円	5,630円	5,620円			
	一般世帯	26,000円	13,000円	13,000円	22,500円	11,250円	11,250円			
第4-3階層	所得割課税額97,000円未満	29,000円	14,500円	14,500円	25,500円	12,750円	12,750円			
第5-1階層	所得割課税額133,000円未満	39,500円	19,750円	19,750円	29,000円	14,500円	14,500円			
第5-2階層	所得割課税額169,000円未満	44,500円	22,250円	22,250円	32,500円	16,250円	16,250円			
第6階層	所得割課税額301,000円未満	56,500円	18,840円	37,660円	36,000円	12,000円	24,000円			
第7階層	所得割課税額397,000円未満	78,900円	26,300円	52,600円	44,000円	14,670円	29,330円			
第8階層	所得割課税額397,000円以上	98,500円	32,840円	65,660円	53,000円	17,670円	35,330円			

※ひとり親世帯等は階層にかかわらず、すこやか助成が2分の1となります

2号・3号認定【保育短時間】認定こども園(保育部分)、保育園の利用者負担月額

階層区分		0~2歳児(クラス)			3~5歳児(クラス)			すこやか助成割合	多子世帯減免 (平成28年4月から適用)	
		保育標準時間(最長11時間)			保育標準時間(最長11時間)					
		利用料	すこやか助成額	助成後の利用料	利用料	すこやか助成額	助成後の利用料			
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	2分の1助成	所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯・障がい者がいる世帯 第1子は、生計同一の子どもを年齢にかかわらずカウントします 第2子以降無料	所得割課税額が57,700円未満の一般世帯 第1子は、生計同一の子どもを年齢にかかわらずカウントします 第2子半額 第3子以降無料
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
	一般世帯	8,800円	4,400円	4,400円	5,900円	2,950円	2,950円			
第3階層	所得割課税額48,600円未満	9,050円	4,530円	4,520円	7,600円	3,800円	3,800円			
	一般世帯	19,100円	9,550円	9,550円	16,200円	8,100円	8,100円			
第4-1階層	所得割課税額57,700円未満	11,300円	5,650円	5,650円	9,550円	4,780円	4,770円			
	一般世帯	22,600円	11,300円	11,300円	19,100円	9,550円	9,550円			
第4-2階層	所得割課税額77,101円未満	12,750円	6,380円	6,370円	11,050円	5,530円	5,520円			
	一般世帯	25,500円	12,750円	12,750円	22,100円	11,050円	11,050円			
第4-3階層	所得割課税額97,000円未満	28,500円	14,250円	14,250円	25,000円	12,500円	12,500円			
第5-1階層	所得割課税額133,000円未満	38,800円	19,400円	19,400円	28,500円	14,250円	14,250円			
第5-2階層	所得割課税額169,000円未満	43,700円	21,850円	21,850円	31,900円	15,950円	15,950円			
第6階層	所得割課税額301,000円未満	55,500円	18,500円	37,000円	35,400円	11,800円	23,600円			
第7階層	所得割課税額397,000円未満	77,600円	25,870円	51,730円	43,300円	14,440円	28,860円			
第8階層	所得割課税額397,000円以上	96,800円	32,270円	64,530円	52,100円	17,370円	34,730円			

※ひとり親世帯等は階層にかかわらず、すこやか助成が2分の1となります

問 町教育委員会 教育総務課 ☎0187(84)4914

教育推進課

「就学や教育に関する相談会」のお知らせ

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

開催日時●9月30日(金) 午前10時~午後3時

会場●美郷町北ふれあい館

申込方法●9月16日(金)までに下記へ電話でお申し込みください。

※できるだけお子さんと一緒においでください。

申・問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)1112